**愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて（資料１）**

愛知県地域保健医療計画の中間見直しにおける医療圏計画の見直し体制やスケジュール案に対して、御意見を伺うものです。

**１　趣旨**

医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

2020（令和2）年は3年目にあたることから、「２ 今回の見直しのポイント」を中心に医療計画の中間見直しを行う。

**２　今回の見直しのポイント（県計画）**

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 時点の修正 |
| 医療法が改定され、計画期間6年間のうち3年ごとに中間見直しを実施することとしたことに伴う、各項目の時点修正。 |
| （２） | 外来医療計画及び医師確保計画の概要を追加 |
| 2018（平成30）年7月制定の「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）により、新たに医療計画に定める事項とされた「愛知県外来医療計画」及び「愛知県医師確保計画」（2020（令和2）年3月策定）の概要を追加。今後は、医療計画の改定に合わせ、これらの計画見直しも実施。 |
| （３） | 他計画との整合性の確保等 |
| 国が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」に基づき、2020（令和2）年度に改正される「第８期愛知県高齢者健康福祉計画」（2021（令和3）年3月策定予定）等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）、5事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療等の取組を推進する。 |

※地域で必要とされる病院・診療所の「基準病床数」については、国の指針で示される全国統一の算定方式に変更がないことから、基準病床の見直しは実施しない。

**３　策定時期等**

〇　県計画は、国通知※に基づき、2021（令和3）年度中に策定する。

〇　中間見直し後の計画期間は、2023（令和5）年度までとする。

≪参考≫ 現行計画：2018（平成30）年度～2023（令和5）年度（６年間）

〇　医療圏計画は、県計画から半年遅れで策定作業を開始することにより、県計画の記載

内容を反映し、県計画と同じく2021（令和3）年度中に策定する。

※ 2020（令和2）年5月12日 厚生労働省通知

医療計画の中間見直しについて、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えないものとする。」

**４　見直し体制**　※現行計画の策定時と同一体制

資料〇

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 組　織 |
| 全体 | 〇愛知県医療審議会（医療計画見直しの諮問・答申） |
| 県計画 | 〇愛知県医療審議会医療体制部会（県計画見直しの審議・検討） |
| 圏域計画 | 〇圏域保健医療福祉推進会議（各圏域計画見直しの審議・検討）〇医療計画策定委員会（各圏域計画案の作成）　　※医療体制部会で県計画との整合性等について審議・検討 |

**５　今後のスケジュール（案）**

